

八王子千人隊の士族復歸について

野口, 正久 / NOGUCHI, Masahisa

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

29

(開始ページ / Start Page)

77

(終了ページ / End Page)

84

(発行年 / Year)

1977-03-23

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00010957>

八王子千人隊の士族復帰について

野 口 正 久

はじめに

明治新政において、とくに浜松に移住した失業武士の所業を警告した布達の一部には、「近来、人を道路にため、暴威及所業、又者食逃杯いたし、其大成に到りては、追剥・押込様之儀致候もの有之、皆御藩士之由」⁽¹⁾また「大勢にて詩を吟じ、唄を唄い、差多る用もなくして遊歩行政間敷」⁽²⁾云々とある。新政を確立するに当って、明治政府の当面した大きな課題は、まず失業武士の処遇の問題であつたといつてよいであらう。戊辰戦争は、北海道五陵郭の戦によつて、ひとまず終結はしたが、失業武士の反乱、暴行は後を断たず、徒党を組んで新政への不満を示す者も少なくなかつた。これらのなかには、明らかに生活の苦境や藩主や旧制度への思慕も含まれていたのである。そのため、新政府は、単なる嚴罰や取締り強化では抑止することができず、新たに、失業武士の榮譽や身分保証、殖産興業による生活確保、官員に雇用することなどによつて、新政府に協力させていく政策を打ちだしていったのである。したがって、本小稿においては、これらの点について、

八王子千人隊の士族復帰について（野口）

とくに八王子千人隊の士族復帰という問題をとり上げ若干の考察を加えていくことにしたいと思う。

一、明治新政における千人隊の動向

慶応三年二条城で「大政奉還」を決定した徳川慶喜は、翌一月江戸に還り、平穩のうちに変革が行なわれんことを期待し、無抵抗恭順の意を示した。同年三月東海道鎮撫使は、甲府を立て、三月十日、千人隊の居住地、武州八王子に駒を進めたが、このとき千人隊は「甲州道中御下向之面々官軍因州・長州人数六百余人八王子表三ヶ間留逗千人組之儀者麻上下ニ而大月番窪田金之助殿屋敷前ニ而出迎申候」⁽³⁾と鎮撫使をむかえたという。この際に、千人隊は、徳川家の存続と千人隊の処遇についても歎願したが、これに対して、板垣退助・河田久馬の両名は、「汝等モト武田氏ノ遺臣、今徳川氏ノ扶助ヲ受クルト雖モ、亦是レ天朝ノ余沢ナリ且武田氏ノ徳川氏ニ於ケル怨アリ恩ナシ今日慶喜大義ニ悖リ王師ヲ受クルノ際、何ヲ苦テ之レガ為メニ歎願スルヤ我今汝等ヲシテ王師ニ帰センメント欲ス」⁽⁴⁾と述べ、千人隊の申入は一旦は拒否されたが、將軍慶喜の強い要請もあり、結局、「千人隊者、不殘血

判銘々仕官」することになったのである。

官軍鎮撫隊は、四月同市千人町宗格院に「陸軍仮扱所」を設置し、同年六月の取扱いまで、帰順や拝領屋敷上知等の事務を行なっていた。

慶応四年五月新政府は、一旦、上知した所領を、徳川家を継いだ田安亀之助に對し、駿・遠・三州等七十万石の所領を安堵し、そのため徳川家は駿府に移ったのである。

六月七日、鎮撫府参謀は、千人隊の長官に對して「武州八王子千人隊之輩、先達而勤王無二心越證書差出候処、今般田安亀之助江徳川家名被仰封領地モ御沙汰相成候ニ付、臣子之至情 徳川家へ」「徳川家江復帰致届等有之族も有之、又者此儘勤仕也届モ有之族も有之、平生見込耶無忌憚至急出願可被致候」とあるように、一刻も早く千人隊を解体し、拝領屋敷の立退を命じ、新政府の威力によって徳川の旧勢力を除去せんとしているのである。

二、八王子千人同心の解体

やがて六月八日になると、徳川家は、中老の服部綾雄を通じ、千人隊一同に對し、「御領地高相定候ニ付テ者多人数之家来御扶助御行届難相成候間不便至極ニ者候得共」と、駿府移住の難かしいことを論じて、「御扶持方御役金等都而御手当向當六月御渡方被成兼候」と、扶持、手当金等の廃止を通告しているのである。ここにおいて全く千人隊は解体することになったのである。

こうした事態に對して、八王子周辺の住民たちはどのように感じたのであろうか、これについては、のちの「三多摩自由民権運

動」と密接な関係があり、その主役は、たしかに豪農層に変わるが、千人隊の系譜の者も反藩閥政治の運動へと参加していくことになるのである。

千人隊は、六月八日の達しで一応解体したのである。しかし、表面は恭順したかに見えたが、新政府に對し不満、憤は消えなかったといつてよい。上野の戦争への脱出、拝領屋敷上知に對する執ような請願歎願、千人町の名をとどめる努力、後に見られる土族復帰への情熱、さらに浜松に移住し、荒地の開拓を行うなど、その動静はさまざまものがあつた。

ところで伊藤源太郎の『土族復帰願』によると、「抑モ大政御維新ノ際ニ當リ徳川氏ノ其家臣ヲ処スルニ三種ノ區別ヲ以テス、其一ハ直ニ大政府ニ引継キタルモノニテ當時之ヲ朝臣ト称ス、其二ハ假令家祿ハ給与セラレザルモ旧主ノ膝下ニ随カハント謂フテ止マザルモノ當時之ヲ称シテ無禄移住ト云フ即チ静岡へ移住ヲ許サレタモノ。其三ハ御暇ト云フ其暇ヲ請ヒタル所ノモノハ、從來、在住ノ地ニ土着シテ農商ノ業ニ従事シ以テ旧主が眷顧ノ累ヲ薄フセンコトヲ慮リタルニ外ナラス」とあるように、三つの道を選ぶほかなかったのである。それでは千人隊士は、このうちどのような方向を選び、自らの去就を決したのであろうか。

六月十一日の達しには、田安亀之助に七十万石を賜わったが、最早「多人数御扶助難相成候、右ニ付テハ王臣願候共、又は御暇願候共決心之上、可申聞旨達有之候、右ニ付千人隊不殘御暇願差出候、右之内王臣願之者五拾人程有之候事」とあるように、新政府への取立を願出るのが五十余人に及んだのである。そして、

その六月には「千人隊一同願之通御暇被下置候事」とあることから、他の大半の者は御暇により帰農土着の道を選んだといっているであろう。

さて、新政府への取立を願い出た千人隊士はどのような道を進むことになったのであろうか。

(イ) 護境隊八王子千人同心

七月十日、鎮撫府参謀は、「当春勤王二念之趣申出候得共、猶又先頃去就之企望モ候ハハ願出候様御沙汰ニ相成候処、別紙之者共兼テ決定之道ニ奉仕御沙汰候事但御宛行之儀ハ是迄之通

七月十日 鎮撫府参謀」とあるように、朝臣組は頭取三人、即ち秋山喜左衛門・込谷民五郎・丸山惣兵衛を中心に隊員四十八名軍務官付八王子同心として護境隊となったのである。

このうちの隊士の一人の履歴は、

「元旧幕臣 宿所拝領地武州八王子千人町

祖父野口安三死千人隊相勤申候

父 野口林右衛門死千人隊相勤申候

高六石七斗

本国甲斐
生国武蔵

野口 林平

歳午三十一

明治元辰年七月十二日朝臣被仰付軍務官付同心被仰付八王子関門相勤明治二年十二月神奈川県貫属卒被仰付同三年二月神奈川表出仕被申付罷越兵隊相勤罷在候。」

とある。新政府は、慶応四年五月十五日元高家、旗本に本領安堵を命じ、さらに同二十八日は太政官布告第四百二十四号に「元旗下上京帰順之面々、先般徳川御処置被仰付候上ハ、出格之思召ヲ

以元旗下都テ本領安堵被仰付候、就テハ高家以下席々旧号ヲ廃シ凡テ中大夫・下大夫・上士三等之列ニ被仰付候間為心得申達候事」とあるように、結局、百石以上が「上士」となり、百石以下の旧幕臣の称は別に定められなかったのである。履歴資料に見られるように、朝臣になった千人隊士も「八王子同心」と唱え、旧来の称を用いることになったのである。

しかし、翌二年六月には諸藩版籍奉還の結果、新政府は旧藩士らの称を新たに定めている。やがて旧幕臣の称も改訂して、全国旧武士階級と同一名称のもとに統一する必要に迫られた。こうして明治二年十二月三日、太政官布告千百四号をもって、「維新の御政体に基き追々改正可致就ては中下大夫以下の称被廃都て士族及び卒と称し」「禄制二十一等に分ち士族は十八等に止」「但士族の元高十三石に満たす卒の高八石に満たさる者は是迄通」「旧来同心輩は卒と可称事」ことなどが決められたのである。

八王子同心は、石高八石に満たない者が多かった。然し、旧来の同心は、「卒」と称すべきことになっており、野口林平はじめ、朝臣になった同心は、すべて貫属卒となっている。

新政府は明治五年三月になると「世襲の卒は士族に編入」の布達を出している。時あたかも、戸籍法施行の年にあたり、前年には、廃藩置県が断行され、先の明治二年改正より、一層、全国統一的な制度となったのである。かくて、八王子千人隊のように、天正以来の直参世襲の下級武士も、新たな体制の中に組み入れられることになったのである。

明治五年七月二十二日、神奈川県権令大江卓は、

八王子千人隊の士族復帰について（野口）

「当県貫族率之者士族ニ被仰付度儀ニ付、相伺候書付、各府県貫族率之内、従前番代抱替之跡ヲ以、其悴等江禄高ヲ給与シ、自然世襲之姿ニ相成候分者、自今士族可被仰付、御布告ニ付夫取調、今般別紙ヲ以相伺申候、然ル處大田□□外五拾人之儀者、旧幕中従前譜代并筋目之モノニ而、抱之者而者、聊家格之別も有之候得共、身分席以下ニ付、卒ニ編入致候儀之處、今般御布告ニ而右様抱之者□□可被仰付上者、別紙名前之者共も更ニ士族ニ被仰付度此段相伺申候、以上

壬申七月二十二日

大江神奈川県権令

井上大蔵大輔殿

と、大蔵大輔井上馨に伺書を提出したのに対して、井上大蔵大輔からは、

「書面伺之通、士族江可令編入候事

壬申八月十六日

大蔵大輔 井上馨」

と書付が、十六日付で発せられているのである。

そして慶応四年七月朝臣になった千人隊士は、護境隊八王子同心となり、神奈川県貫属卒となり、明治五年神奈川県士族に編入され公債証書も下附されたのである。

(四) 無禄移住千人隊士

先にも述べたが、慶応四年六月お暇仰付けられた千人頭は一時も早く、千人町の拝領屋敷立退を命ぜられ、千人頭八人は間もなく静岡に出立し、彼地で「書院番」「中従人」等に仰付けられた。この時千人隊士も頭と共に、「元頭共駿地江出立仕候義段、元中間組頭吉野六右衛門初奉十六人之者旧冬出府仕」とあるよう

に、十六名が移住しているが、これは無禄を覚悟の上での移住であった。彼等は、静岡に移り、間もなく「静岡藩勤番組三等勤番」を命ぜられ、三人扶持四十兩の年手当金を支給され、再び家臣となっている。

静岡藩は、中央政府の旧武士団称号統一に際しても、静岡藩独自の称をとえているのであるが、まず所在地を示す貫属称のみつけ、静岡藩勤番貫属三等勤番を用いて、中大夫・下大夫・上士・卒の称はとらなかったようである。

ところが、明治四年廃藩置県は、静岡藩も藩知事となり、所領は上知され、中央政府から任命された「知藩事」により、地方行政が管轄されることになったのである。そして明治五年の新身分称号に統一改正する際には、新たに三等勤番の千人同心も、静岡県貫属士族の称を有したのである。

(五) 帰農組千人隊士

帰農組同心とは、先の慶応四年六月お人減の際、身分証明の印証を証拠に在地の農商についた者であり、恩義と新政府への憤・生活苦榮譽獲得のため、一時的に徳川家を離れ、時期到来を待ちのぞんでいたのである。

明治二年、政府は各藩に対して、「知行地給から廩米制」に切りかえ、各藩の財政窮乏を救い、同年五月二十六日「脱籍浪人復籍の措置」を公にし、諸国で争乱を起す失業武士を、各藩は吸収する布達を出している。

また、各藩主も旧家臣団の復帰の希望を受け入れるために、殖産興業を盛んに起す機運になったのである。事実、静岡藩では、

藩組織の一部であった「新番組」を解散し、開墾方頭中条・頭並大草・頭取久保等を命じ、開墾方五百余名を明治二年に牧野原金谷に入植させ、開拓に従事させている。⁽⁸⁾また、浜松においても、気賀村豪士、気賀林(岩井宣徳)は、明治二年四月井上八郎浜松奉行を通じて、徳川家達に三万原開拓、道路開さく等を上申し、直ちに着手することを命ぜられたのである。また、明治二年の暮には、同人に対し土族入植長屋建設を命じており、五十戸建設することになった。⁽⁹⁾

このようにして、徳川静岡藩は、「曾テ賜暇相成タルモノニシテ、印證所持ノモノハ帰参差許候間可⁽¹⁰⁾願出」とあり、「遂ニ明治三年八月以降、漸次、相携シテ帰参ノ願ヲ提出シタ」のである。千人隊士のうち、飯田森次郎の場合は、明治三年二月に願出、常盤為親は同年四月二日に帰藩し、野口久平は、明治三年六月に帰藩歎願をしているのである。

明治二年の情勢は、翌年に入って間もなく実行に移されたと見るべきで、三年八月が最も多く出願した時といえるのである。

かくて、明治二年六月、版籍奉還が一部で行なわれ、新政府に、旧藩士の編入がはじまり、名称統一などの布達が出されたのである。

明治三年九月十日太政官は、各藩に対し「藩制施行」を命じ、旧藩主への帰藩に支障が現れた。「同十月ニ到リ總代ヲ派シ処分ヲ促シタルニ豈図ランヤ目下藩制施行被仰出タルニヨリ前願ハ許可致シ難キ旨ヲ諭サレタリ」とあり、旧千人隊士の内「八百余名」は帰藩に成功したが、八十余名の隊士はそのまま残ってしま

八王子千人隊の土族復帰について(野口)

ったのである。

帰藩した旧千人隊士は、静岡藩にて、新しい組織である静岡藩勤番組三等勤番に任ぜられ、明治二年の称号改正なく、明治四年廃藩置県をへて、明治五年一月二十九日卒を廃して、土族称を置くことによって、千人隊士は静岡県成立と共に知藩事の下で、静岡県貴族士族となったのである。

三、土族復帰運動

土族復帰運動については、先述のごとく新政府は旧家臣団の旧籍に復させる措置をとったが、やがて藩制施行を布達し、事実上、帰藩が中止になったのである。そのため失業武士は全国的に増加の一途をたどった。明治五年一月二十九日には、卒の身分を廃止し、皇族・華族・土族・平民の新称号を定め、旧武士階級に金禄公債証書が下附されているが、調査の不充分、米価の不統一などあって、過不足を生じ、政府に吸収した階層にも内部矛盾があったといえるのである。また、家臣団の中には明治二年の旧藩復籍では吸収しきれなかった、千人隊の中にもこのような人達が八十余名もあり、次に述べるような土族復帰運動を起こした。

明治三十年十月二十九日、法律第五十号「家禄賞典禄處分法」が布達されているが、このときに土族復帰の絶好の機会であったといえるのである。これがいわゆる「土族復帰歎願」運動といわれるものである。その経過については、次のように分けられる。

第一期は、明治二十四年一月八日、江添信一郎外六十一名が、在住町村長二十名の奥印連書をを得て外務大臣西郷従道宛歎願し

た。

その歟願書には、「某等微臣ヨリ薄禄ニシテ剩へ家族夥多ナルカ為メ」「印章ダニ有セハ他日帰藩シ能ハサルナシト固信シ」「印章ヲ携帶シ帰藩願ヲ旧主徳川静岡藩知事ニ出願スルニ豈図ラン朝廷ハ既ニ薩藩置県ノ新政ヲ布カレ」「実ニ某等細民ト雖モ累年祖先ノ余光ニ棲生シ一朝祖先ノ祭祀ヲ嗣グコト能ハザリシヲ愧ツ況ヤ一朝ノ過失ヲシテ祖先國家ニ尽スノ功績ヲ失フノ理ナキニ於テオヤ」と、祖先の榮譽を述べ、帰藩の遅れた理由を述べ、祖先や子孫に対して申訳けないと述べているのである。

このような歟願は、明治二十七年一月十二日右同様、同年十月小川保一を代表として六十九名が内務大臣野村靖宛にも出されており、また明治二十八年三月八日には、伊藤源太郎外四十九名連署による内務大臣野村靖宛、十四ヶ村長が「元千人隊ノ者旧徳川家臣ニ候也、従三位公爵徳川家達^⑩」の証明書を貼布し歟願をしているのである。

第二期は、明治三十年十月二十九日法律第五十号「家禄賞典禄處分法」が公布され、士族復帰の第二期を迎えたときといえることができる。

即ち、これは法律第五十号の明治四年禄高整理法、明治六年禄高公債証書の不足額等のために出されたものであった。「輪王寺宮家臣」は、明治三年九月の大阪官布告によって、士族称を得られず、明治二十八年十二月内務大臣へ歟願し、同二十九年閣議決済で同年九月三日、三代相恩のものが士籍に編入になり恩典に欲している。

さらに旧家臣団に対する名替回復運動が起るが、この点、維新の際、徳川氏に従って行動した家臣の顕彰碑が、明治十年以降になると盛んに立ちはじめているのである。こうしたなかで、明治三十一年七月二十九日伊藤源太郎を中心に、七十一名が連書歟願したが、同年十一月二十二日、東京府知事は「士族編入願全然不認可^⑪」との回答を届けたのである。

第三期は、右のような回答を得た伊藤源太郎外七十名は、右同年十二月十三日再度歟願書を提出すると同時に、幕末北海道五陵郭に政府軍と戦った総帥榎本武揚を通じ、内務次官松平正直紹介状をとりつけ、運動を推進しようとはかっているのである。

第四期は、伊藤源太郎等は、早速紹介状をもって内務次官松平正直に面接し、詳細に事情説明を行なうて助力を依頼している。

元静岡藩勤番組頭由利元十郎は、

「元徳川家達家来千人隊伊藤源太郎外之者、明治三年中帰藩願出之当時詮議中藩政施行被仰出候ニ付、藩知事限り処分相成兼候儀ニ依り、該件聞届サリシモノニ有之候、当時自分取扱ノ任ニ居り候ニ付、事実ヲ証スル為メ茲ニ開申候也

明治三十二年四月二十七日

元静岡藩勤番組頭

士族 由利

元^⑬

とある。ここで、元とあるのは元十郎のことである。これに対して徳川家では、家達の署名により次のように証明しているのである。

「元ト取扱者、提出ノ書面持参副申書請求ニ付、由利元十郎ナル

モノ元ト当藩仮席ノモノナルヲ立証傍更ニ副申候也

明治三十二年四月二十九日

公爵 徳川 家 達 ④

かくして計六十八名が「土族復帰」を果たすことができたのである。この間、運動からはずれたものを不明として十三、絶家となつた者三家が数えられたのである。

また、歎願者住居地域別を見ると、千人町二十六名、市内五名（八幡町、横山町等）・川口村九名・恩方村七名外一、二名の町村二十ヶ村を数えている。

千人町居住同心が多いのは、幕末新政府が進駐し、慶応四年六月千人隊の解体と共に、拝領屋敷の速刻立退を命ぜられたが、主君から暇を出され、行く先のない旧家臣団がしきりに居住権を歎願し、年貢上納、門玄関取払等を条件に明治元年十二月七ヶ年の借地権を得、明治五年払下げを受けたかったためである。

さらに、このような事情で幸い帰藩の許された隊士も「一金三拾両也 右者今般帰藩御願被成候ニ付道中往復并取扱中諸入費」

「借用申金子之事」

一金三両也 但 通用金

右者今般帰藩被命候出入用差支無、借用中條実正也返済之儀者来ル末年九月迄、致返上納仕候為後日一札入置申證書仍如件
午九月廿日 藤本 兵助

栗沢猪之助殿

とあるように、拝領屋敷の隊士は、ことに窮乏していたといえるのである。そのため家族の処遇や処理しなければ、帰藩もで

八王子千人隊の土族復帰について（野口）

きなかったといつてよい。つまり在村同心は、一応生業をもっていたが、拝領屋敷同心は生業がなかったため、帰参願がおくれることになったといふことができるであらう。

土族復帰願と共に「家禄給与請願」が明治三十一年に出されている。ついで明治三十八年九月二十五日に大蔵大臣男爵曾弥荒助の名で「右明治三十年法律第五十号家禄賞典禄処分法ニ基キ高處分ノ件出願ノ処請願人ハ明治三十九月十日布達藩制施行以後家禄ヲ有シタル者ニアラザルヲ以テ願意採用シ難シ」の通知が出されており、これによって公債証書はついに得られなかったのである。

ま と め

以上、記したようにして、旧家臣団は全く、旧藩時代の名残はとどめず、新政府に組み入れられていったといえよう。まず第一に、藩領を没収して、新政治を實行しようとするが、政治基礎の準備が不足していたため、一旦上知した所領を藩主に再び安堵し、不平武士や浪人の定着を旧藩主に力によって吸収をはからなければならなかった。しかしこれは、旧体制に復することなく、統一政治への一つのステップであつたといふことができる。第二に間もなく政府は版籍奉還の布達を出し、旧家臣団の名称統一に乗り出した。版籍奉還、名称統一で、政府の基を強め、藩制改革によって、浪人・失業武士の復籍を中断し、次いで、百石以上の家臣団を土族という統一称号で上級家臣団と同称にし百石以下を卒として、榮譽を与え、第三に廢藩置県を断行し、政治機構として、藩閥政府を確立し、徴兵制度を施行するに当り、百

石以下の卒旧家臣団をも士族に編入して懐柔していったと考えられるのである。

また、多摩の住民の多くは、藩閥政府に抵抗し、明治十年代に起る、多摩の豪農層を中心とする「自由民権運動」に、旧千人隊の人々も参加し、あるいは資金の拠出、精神的援助も行なっている。また「武相困民党事件」⁽¹⁶⁾にも加担したと思われる。(これについては別に論をたて考察したい)幕末、明治初期の多摩には千人同心のような兵農未分離の下級武士と農民が混住し、世界の危機を肌で感じた開明的思想も生れていた。かくて藩閥政府に対する反骨の気風もあり、早くから培われた抵抗の精神が内在していたともいえる。千人隊という下級武士団の存在と士族復帰とを通じて新政府の成立事情を考察したのである。

注

- (1)・(2) 飯田森次郎「静岡移住願控書」(明治三年二月より)
 - (3) 野口正久家文書「御用書物写」(慶応三年正月)。なお、以下、出典について特にことわらないかぎりは同史料に拠るものとする。
 - (4) 『復古記』第十一冊 東山道野記
 - (5) 伊藤源太郎「士族復帰願」(明治三十一年七月二十九日)
 - (6) 「粟沢汝右衛門一代記」(多摩歴史資料叢書第一輯)
 - (7) 伊藤源太郎家文書「宝祿 寛典祿 処分法早わかり」(昭和三十三年十月十五日)
- 弁護士大野成之校閲(明治三十一年四月十七日)

- (8) 金谷郷土資料研究会「牧野原開拓者名簿」(昭和三十九年)
 - (9) 「岩井宜徳自伝」・「内野目辺昔話」小栗運治(昭和四十年)
 - (10)・(11)・(12)・(13) 前掲注(5)と同じ。
 - (14) 粟沢家文書「譲渡し証文」
 - (15) 前掲注(5)と同じ。
 - (16) 色川大吉「困民党と自由党」『歴史学研究』第二四七号
- 「追記」 成稿に当り法政大学村上直教授から有益な御助言をいただいた。記して感謝するしだいである。